

○農林水産省令第四十七号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）の規定に基づき、並びに同法及び農林水産省の所管する関係法令を実施するため、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年十二月十六日

農林水産大臣 江藤 拓

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

(植物防疫法施行規則の一部改正)
第七条 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。
 する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(輸入検査の申請) 第十条 (略) (削る)</p> <p>(証明書の交付) 第十九条 (略) 2 (略) (削る)</p>	<p>(輸入検査の申請) 第十条 (略)</p> <p>2 電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。第二十五条第四項において同じ。)を使用して法第八条第一項の規定による届出をしようとする者については、農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年農林水産省令第二十一号)第三条第三項の規定は、適用しない。</p> <p>(証明書の交付) 第十九条 (略) 2 (略)</p> <p>3 電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。第二十一条第二項及び第二十二条第二項において同じ。)を使用して第一項本文の証明書を通知する場合又は第一項ただし書若しくは前項の輸入認可証を交付する場合における農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第六条第三項の規定の適用については、同項中「入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第三条第三項各号に掲げるものと併せて」とあるのは、「入力し」と読み替えるものとする。</p>

<p>(処分後の通知) 第二十一条 (略) (削る)</p> <p>2 (略) (廃棄又は消毒命令書) 第二十二條 (略) (削る)</p> <p>(輸出検査の申請) 第二十五條 (略) 2・3 (略) (削る)</p> <p>(廃棄命令書及び処分証明書) 第三十五條 法第十四條の規定により植物防疫官が指定種苗の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一條第一項及び第二十二條の規定を準用する。 第三十五條の十 法第十六條の五の規定により植物防疫官が植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一條第一項及び第二十二條の規定を準用する。</p>	<p>(処分後の通知) 第二十一条 (略) 2 電子情報処理組織を使用して前項の証明書を交付する場合には、第十九條第三項の規定を準用する。 3 (略) (廃棄又は消毒命令書) 第二十二條 (略)</p> <p>2 電子情報処理組織を使用して前項の廃棄又は消毒命令書を交付する場合には、第十九條第三項の規定を準用する。 (輸出検査の申請) 第二十五條 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 電子情報処理組織を使用して第一項の検査申請書を提出しようとする者には、第十條第二項の規定を準用する。 (廃棄命令書及び処分証明書) 第三十五條 法第十四條の規定により植物防疫官が指定種苗の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一條第一項及び第二十二條の規定を準用する。 第三十五條の十 法第十六條の五の規定により植物防疫官が植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一條第一項及び第二十二條の規定を準用する。</p>
--	---

附 則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。